

特例貸し付け免除申請3割超

中間報告 窓口の負担増も

新型コロナウイルスの影響で困窮した世帯に政府が無利子・保証人なしでお金を貸した「特例貸し付け」で、返済開始を迎えるものうち、返済できずに免除を求める申請が3割超にのぼることがわかった。全国社会福祉協議会が29日、中間報告書を公表した。手続きを担う各地の窓口の負担も大きく、職員の退職などが相次いでいる実態も明らかになった。

特例貸し付けは全国の市町村の社会福祉協議会（社協）が窓口となり、2020年3月～22年9月に実施。従来の困窮者向けの公的貸し付けに比べて手続きが簡素化されたため、貸付数は急増して20年度は前年の約80倍になった。貸し付けの累計は3335万1439件、1兆4268億円まで膨らんだ。

この返済は来年1月から始まるが、経済的に苦しい住民税非課税世帯は免除される。報告書によると22年10月末現在で、免除の案内が送られた債権237万1

3133件のうち、免除申請は79万1955件と33・4%を占めた。世帯数では4万2309世帯となった。貸し付けをうけた人を職種別でみると、自営業が約3割となり、会社員などよ

りも多かった。コロナ禍前の困窮者向けの貸し付けでは自営業は5%前後で、コロナ禍の影響が大きく反映された形となった。

調査は、貸し付けの急増が窓口の職員に過大な負担となったことも示した。市町村社協のうち、こうした負担などを背景に「退職した職員がいる」と答えた社協は、19年度の7・8%から、21年度は18・1%と2倍以上に増えた。強い不安やストレスを感じて不調を訴

えた職員がいるとする都道府県社協の割合も、19年度の8・5%から21年度は29・8%と急増した。（石川友恵）